

| 日付    | 会員番号  | 氏名 | 方法  | 意見   | 回答   |
|-------|-------|----|-----|--|--|
| 8月16日 | 16993 | -  | メール | <p>事務所移転の問題は仕方がないと思います。只、心配なのは、かなり昔事務所を借りたときに、費用の面で苦労したと思いますし、毎月の運営方法をどのようにするのか、理事が常駐するのか等の諸問題がありました。今回の物件は安いと思いますが、活用方法をどのように考えているのか、心配です。電話を置いた場合の対応や、事務員を雇うのか？等の問題もどのように考えているのか、理事会等は事務所で行えばよいのですが、それ以外の活用方法をどのように考えているのか心配です。事務所移転に反対しているのではなくて、以前の苦い思い出から何とか上手に活用してほしいです。</p> | <p>ご質問ありがとうございます。事務所費用については財務理事に確認したところ当会の会費収入と事業展開の規模を考慮し、継続的な賃借も問題ないとの事でした。また、事務所の電話に関しては現在も会長個人の携帯電話に転送し対応しておりますので事務所移転後もこの形を継続する予定です。事務所の活用方法としては現事務所にある荷物（資料）を移すことが第一で、今後の使用方法については執行部とで相談していきたいと考えます。また近畿の他府県同様、事務員の雇用は現在の所考えておりません。ただし、奈良医大が非常に近いので、奈良医大の理事が定期的に事務所へ行く事で対応をと考えています。</p>       |
| 8月27日 | 50842 | -  | ハガキ | <p>出席が制限される場合、議長の選出の公平性はどのように担保されるのでしょうか？</p>  | <p>ご質問ありがとうございます。今回の臨時総会は新型コロナウイルス感染症拡大予防の観点から書面表決のご協力をお願いしておりますが、これは会場への出席を拒むものではありません。会場への参加を拒むものではなく、議長選出には定款第21条の規定通りに行います。よって、総会時に議長を希望される方がおられましたら総会参加をお断りする事はありませんので、議長選出に際しての公平性を損なうものではないという認識であります。尚、このコメントに関しましては奈良県総務部法務文書課公益法人係にて我々の総会及び臨時総会の書面表決の趣旨を説明し、前述の見解で問題はないとの助言をいただいております。</p> |
| 8月28日 | 42120 | -  | ハガキ | <p>令和元年中に県から事前通知はなかったのですか？</p>   | <p>ご質問ありがとうございます。今回の事務所移転の経緯につきましては、令和2年12月に奈良県福祉医療部医療政策局健康推進課健康長寿係より突然令和元年度を期限として健康づくりに設置している事務所を退去せよと連絡が入った事が発端です。突然の話であったのですが県と数度の面談を経て、公益法人としての事情を汲んでいただき令和3年度を期限として現事務所を退去することになり今に至ります。よって令和2年12月の連絡で当初の退去事前通知は約3か月という非常に短い期限でした。</p>  |